

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する御意見に対する考え方

項目		御意見の概要	御意見に対する考え方
帳簿の記載事項の追加について	本文	不法投棄や不適正処理防止の観点や事務処理の効率化の観点等から電子マニフェストの登録について紙マニフェストの取扱と同様にするため、電子マニフェストの登録日数を「3日以内」から「作業当日」又は「廃棄物を引き渡す時」にすべきである。	電子マニフェストの登録期間を「3日以内」としているのは、排出現場の状況をかながみつつ事務遂行の観点から行っている措置です。なお、他法令の同様の規定をかながみても妥当であると考えています。
廃棄物の処理工程の把握について	その他	電子マニフェストの運用において、より正確な処理工程の把握のため、確認票や荷札等廃棄物の処理工程に付随する書面の携帯等の義務づけをすべきである。	電子マニフェストは3日以内に登録することとなり、その3日間の廃棄物の処理工程を把握することが可能となるよう、今般の改正によって産業廃棄物処理業者が記載しなければならない帳簿の記載事項を追加したものです。また、電子マニフェストの登録が行われれば、情報処理センターにおいて当該登録情報を把握し、その情報を確認することが可能となっていますので、義務化は考えておりませんが、現場でのより確実な運用のために確認票等を活用することは有効と考えます。
電子マニフェストの普及について	その他	電子マニフェストの普及において、各社の廃棄物管理システムで活用しやすい方法の検討等加入しやすいシステムの検討や排出事業者のメリットを積極的にアピールする等、電子マニフェストの加入を積極的に促すべきである。	これまで排出事業者や処理業者等への説明等、普及啓発活動を行ってきましたが、今後とも電子マニフェスト制度をより使いやすい制度としつつ、積極的に普及を進めてまいります。